平成２６年（フ）第８８８号
広島市中区大手町３丁目３番13―506号、申立時の住所広島市中区大手町５丁目16番１―902号
債務者　カームエニーハウジングこと　木本博之
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
高知市朝倉本町２丁目１番28号、申立時の住所高知市朝倉己289番地26
債務者　吉本美智子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０７号
高知市朝倉本町２丁目１番28号、申立時の住所高知市朝倉己289番地26
債務者　吉本　　弘
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９７７号
愛知県春日井市稲口町４丁目11番地20
債務者　加藤　隆之
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　愛喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８８号
盛岡市上堂１丁目８番51号　メゾンフルールＢ―102号
債務者　佐藤　拓也
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４７号
北海道二海郡八雲町落部268番地１
債務者　関谷　公司
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
千葉県成田市玉造２丁目12番地４
債務者　染谷　　浩
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２３１号
千葉県八街市希望ヶ丘250番地95
債務者　内海　　豊
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２３４号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　19棟409号
債務者　蓑田ロウェナこと　ＭＩＮＯＤＡ　ＲＯＷＥＮＡ　ＲＯＸＡＳ
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２４２号
千葉県佐倉市臼井田2310番地１　テラス登坂２号
債務者　小嶺ミエ子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８２号
島根県大田市三瓶町多根イ338番地１
債務者　林　　正治
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２４４号
岡山県倉敷市中島2361番地112　板谷貸家西２番
債務者　近藤　真司
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
高知市朝倉南町３番63号　クラウン朝倉302
債務者　大田　将文
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５４号
高知市仲田町13番25号　岡本マンション407号、申立時の住所高知市鴨部1336番地　アーネスト晴美台702号
債務者　勝賀瀬健三
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５６号
高知市大津甲1109番地
債務者　外間　裕幸
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６５号
高知市高須新町３丁目４番25号　藤本マンション206
債務者　佐竹　　真
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係